平成２６年（フ）第３１３６号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目34番17―102号
債務者　美土路拓也
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９９号
大阪市此花区西島４丁目１番20―3207号
債務者　小原　敬一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１０号
大阪府東大阪市上四条町23番８号
債務者　酒匂眞理子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１番４号　大隅アパート930号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目２番22号
債務者　荒谷　　昇
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６９号
大阪府枚方市牧野北町８番12―104号
債務者　片岡　哲夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７８号
大阪市住吉区千躰２丁目１番９―306号
債務者　小林　昌代
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６３号
大阪府高槻市玉川２丁目４番505号、前住所大阪府高槻市玉川２丁目39番508号
債務者　森口　裕美（旧姓石上）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８１号
大阪市東淀川区淡路５丁目17番８号、前住所大阪市北区曾根崎１丁目３番６―1206号
債務者　上嶋　枝美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０３号
大阪府豊中市岡町南３丁目９番３号
債務者　松本　美和（旧姓阪田・村山）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８号
奈良県橿原市地黄町169番地の９
債務者　小田　孝明
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
埼玉県熊谷市中西３丁目５番６号
債務者　棚澤喜久夫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１９号
埼玉県東松山市松葉町４丁目８番43号
債務者　鈴木　　憲
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７０号
三重県志摩市大王町波切2235番地26、前住所三重県鈴鹿市稲生塩屋２丁目15番10号
債務者　天白　和弘
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
福島県二本松市西新殿字細田41番地
債務者　鈴木　浩明
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７７６号
埼玉県桶川市末広２丁目７番23号　レジェンド末広Ｂ―106号
債務者　島崎　邦夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７７号
埼玉県上尾市本町１丁目４番３号
債務者　工藤　文雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７８０号
埼玉県川口市大字里991番地の２　朝日プラザ鳩ヶ谷206号
債務者　伊藤　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係